

深川市公告第10号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画（令和3年度第10号）を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、農用地利用集積計画書は深川市農業委員会事務局において縦覧に供する。

令和4年1月25日

深川市長 山下 貴 史



令和3年度第10号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定  
により農用地利用集積計画を定める。

令和4年1月25日

深川市長 山下 貴 史

